

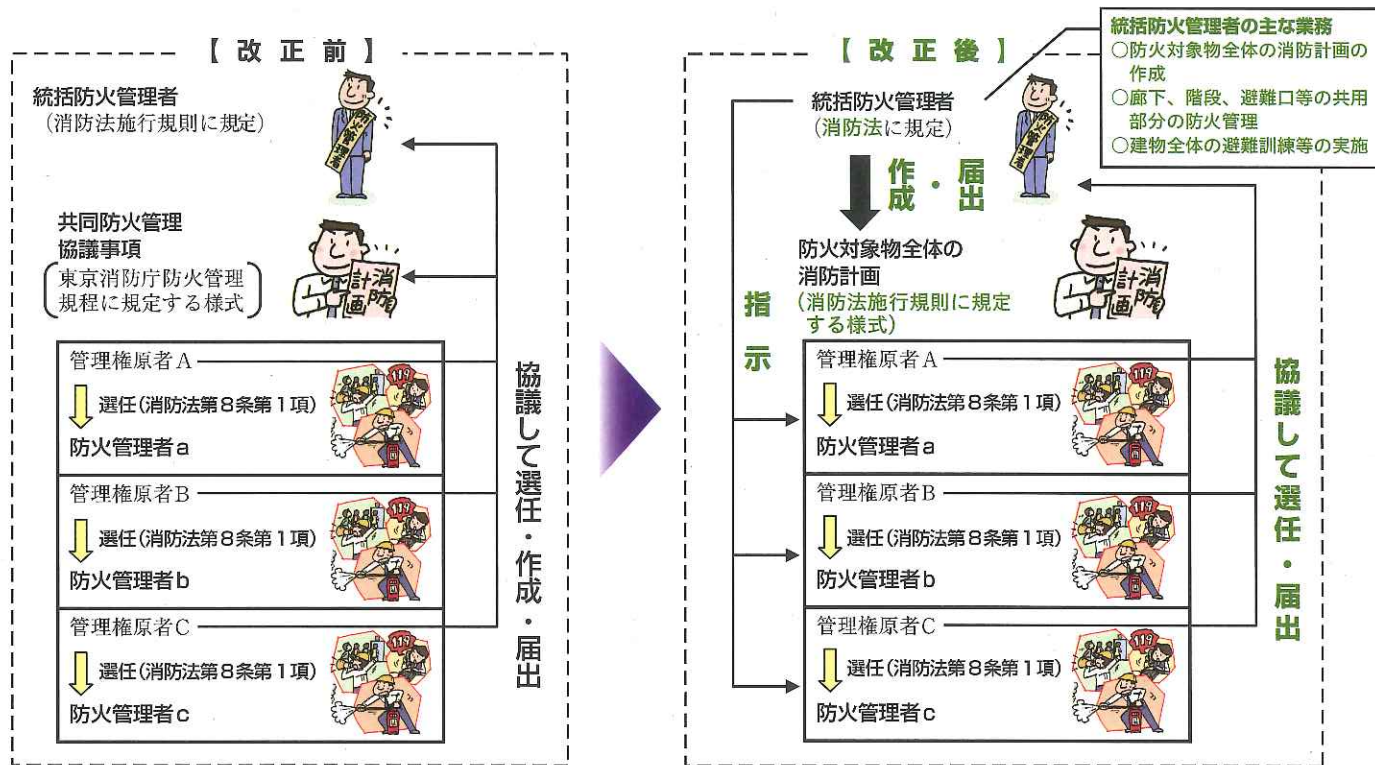
消防法の改正

平成26年4月1日から施行

<改正概要>

平成24年6月27日に消防法の一部改正が公布され、平成24年10月19日に消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正が公布されました。

これらの改正は、近年、雑居ビル等で多くの死傷者等を伴う火災が相次いで発生していることや東日本大震災の発生を受け、防火・防災管理体制を強化するために行われたものです。



※統括防災管理者についても同様

<消防法の改正の対象となる防火対象物>

※改正前の対象物と変わりません

- 1 統括防火管理者を定めなければならない防火対象物は以下のとおりです(消防法第8条の2)。
次のいずれかに該当する防火対象物で、管理について権原が分かれているもの
 - (1) 高層建築物(高さ31メートルを超えるもの)
 - (2) 地下街のうち消防長または消防署長が指定するもの
 - (3) 火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等がある防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの
 - (4) 劇場、飲食店、店舗、ホテル、病院等で不特定多数の人が出入りする防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの
 - (5) 共同住宅、学校、工場、倉庫、事務所などがある非特定用途の複合用途の防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの
 - (6) 準地下街
- 2 統括防災管理者を定めなければならない防災管理対象物は以下のとおりです(消防法第36条)。
防災管理対象物で、管理について権原が分かれているもの

※詳しくは管轄の消防署にお問い合わせください。

<消防法の改正により新たに定められた項目>

1 統括防火管理者の選任及び届出

対象となる防火対象物に入居する事業所等の管理について権原を有する者（以下、「管理権原者」という。）は、消防法施行令で定める資格を有する者のうちから統括防火管理者を協議して定め、遅滞なく、その旨を管轄消防署長に届け出なければなりません。

2 防火管理に係る全体についての消防計画の作成・届出

1で選任された統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、当該防火対象物の管理権原者の確認を受けて、管轄消防署長に届け出なければなりません（変更するときも同様です）。

3 統括防火管理者の業務・役割（防火対象物全体の訓練の実施及び共用部分等の避難上必要な施設の管理等）及び権限（各防火管理者に指示することができること）を明確化

4 統括防災管理者の選任及び届出

対象となる防災管理対象物に入居する事業所等の管理権原者は、消防法施行令で定める資格を有する者のうちから統括防災管理者を協議して定め、遅滞なく、その旨を管轄消防署長に届け出なければなりません。

5 防災管理に係る全体についての消防計画の作成・届出

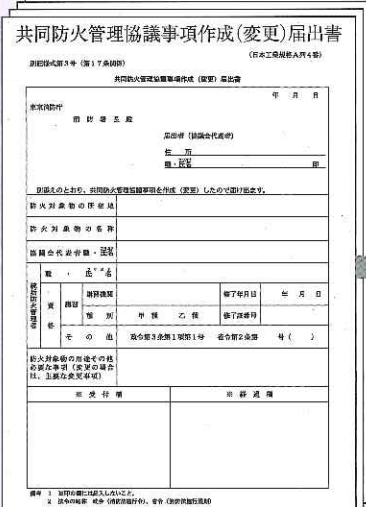
4で選任された統括防災管理者は、防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画を作成し、当該防災管理対象物の管理権原者の確認を受けて、管轄消防署長に届け出なければなりません（変更するときも同様です）。

6 統括防災管理者の業務・役割（防災管理対象物全体の訓練の実施及び共用部分等の避難上必要な施設の管理等）及び権限（各防災管理者に指示することができること）を明確化

※2及び5の全体についての消防計画と、各事業所が定める消防計画は適合するものでなければなりません。


<新たに必要となる届出書類>

共同防火管理協議事項作成(変更)届出書
別記様式第3号（第17条関係）

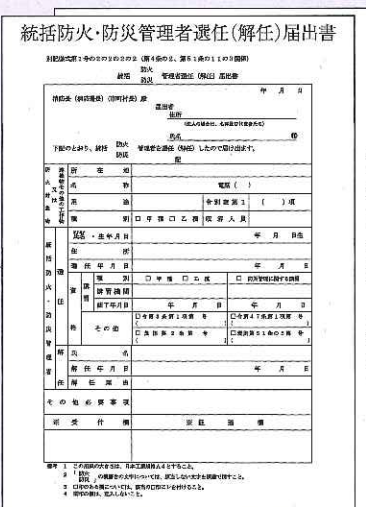


【改正前】
東京消防庁防火管理規程
別記様式第3号（第17条関係）

資格を証する書面

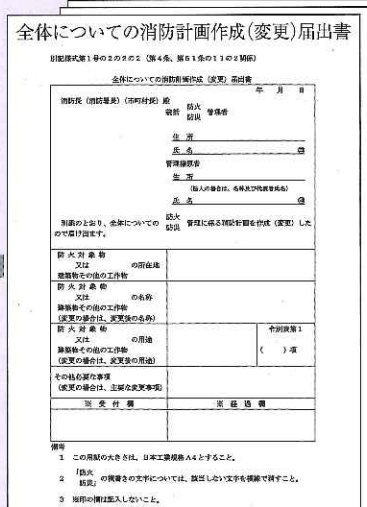


統括防火・防災管理者選任(解任)届出書
別記様式第1号の2の2の2の2（第4条の2、第51条の11の3関係）



【改正後】※1
消防法施行規則
別記様式第1号の2の2の2の2
（第4条の2、第51条の11の3関係）

全体についての消防計画作成(変更)届出書
別記様式第1号の2の2の2の2（第4条、第51条の11の2関係）



【改正後】※2
消防法施行規則
別記様式第1号の2の2の2の2
（第4条、第51条の11の2関係）

※1 改正法令の施行日は、平成26年4月1日ですが、経過措置により、「統括防火・防災管理者選任(解任)届出書」の届出については施行日前の平成25年4月1日から管轄の消防署長に届け出ることができます。

施行日までの届出が必要となりますので、早めの届出をお願いします。

※2 「全体についての消防計画作成(変更)届出書」の届出については、平成26年4月1日の施行日後、速やかに届け出なければなりません。ただし、施行日前に届出を行うことも可能ですので早めの届出をお願いします。

届出書類や届出方法等については管轄の消防署にお問い合わせください。

問合せ先

消防法令違反の建物をホームページで確認できる!

違反対象物の公表制度

所在地または建物名称から検索できます

東京消防 検索

携帯からも確認できます

東京消防庁

（お問合せは、東京消防庁予防課防犯課または、最寄りの消防電子防課まで）

地震だ! 密着型の安全 してますか?

家具類の転倒・落下・移動防止対策

対策の方法は、東京消防庁ホームページに掲載されている「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を参考にしてください。

東京消防 検索

東京消防庁